

除 排 雪 業 務 処 理 要 領

除排雪業務の処理については、契約書によるほか、この要領によるものとする。

1 除雪の範囲

滝川地域保健室庁舎敷地及び車庫屋根等。（別紙除雪図面のとおりに）

2 除雪の実施

降雪量10cm以上となった場合。ただし、閉庁日を除く。

3 除雪作業時間

(1) 平日の除雪については、特に委託者より指示のあるもののほかは午前8時00分までに車両の駐車及び歩行に支障のない状態にして終了すること。

(2) 車庫屋根等の除雪については、委託者がその都度指示する。

4 排雪の実施時期

委託者の指示する時期とする。

5 堆積場所及び投雪場所

(1) 除雪時は、委託者の指定する場所に堆積するものとする。

(2) 排雪時は、滝川市の指定する排雪場所に運搬のうえ、投棄するものとする。

6 記録票の提出

作業終了後は、庁舎構内除排雪記録票を提出し、業務担当員の確認を受けるものとする。

7 その他

作業に当たっては、歩行者及び車両等に十分注意し、事故防止に努めること。

また、この要領に定めのない事項については、業務担当員の指示を受けるものとする。